

市民憲章

〈わたくしたち八尾市民は〉

1. 若い力をそだてましょう。
1. あたたかい心でまじわりましょう。
1. みどりのまちをつくりましょう。
1. 文化財をたいせつにしましょう。
1. 働くよろこびに生きましょう。

人の動き（昭和56年4月1日現在）

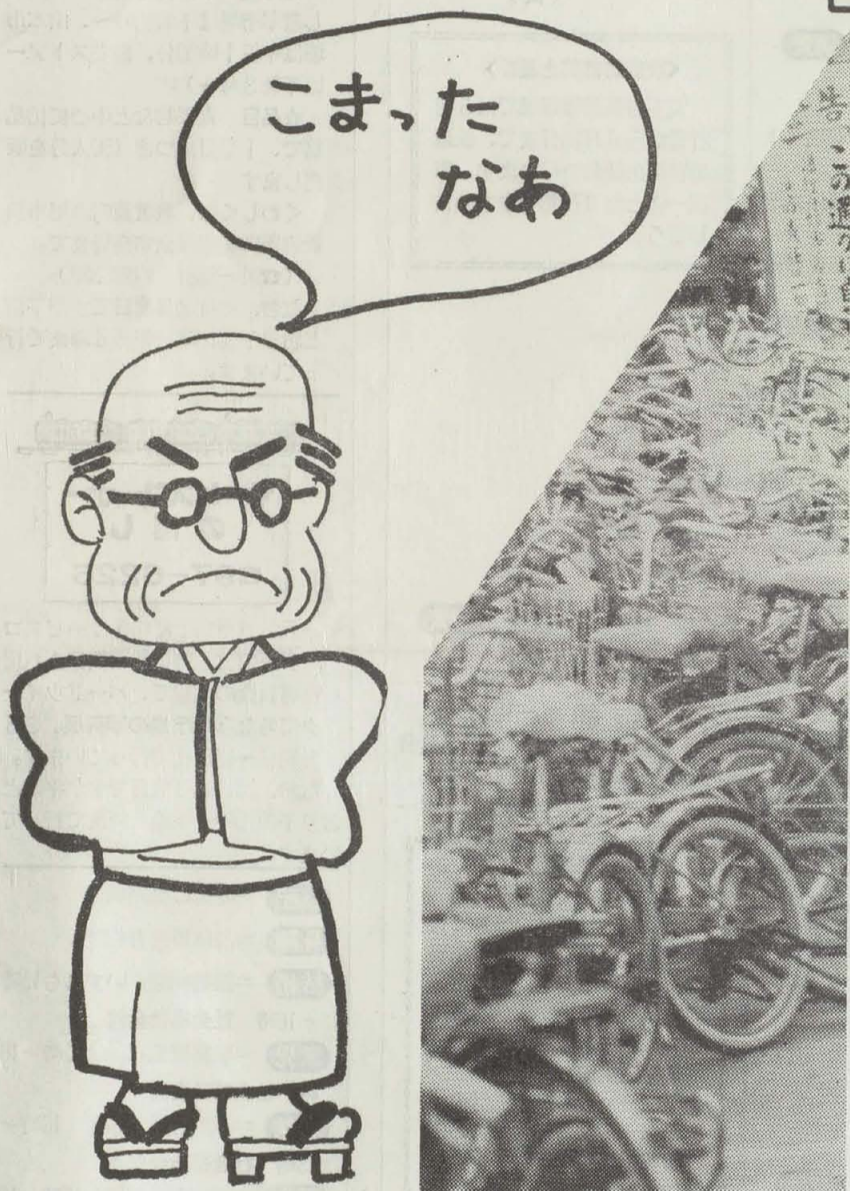
総数 270,857人 男 135,620人
世帯数 83,629世帯 女 135,237人

発行所 大阪府八尾市役所 八尾市本町1丁目 TEL (91-3881)
印刷所 サンケイ総合印刷株式会社

めいわく自転車 さようなら

—放置禁止区域では、

自転車の放置はできません—



放置自転車は、駅前から駅周辺に及び、通行する市民の障害、店舗や事務所の営業の妨げなどの迷惑になっています。

特に老若男女の目や目の不自由な方、また車イスを利用されている方々にとっては、ところ狭しと放置された自転車の間を歩行するのは、大変です。

市では、この問題を解決するため「八尾市環境保全審議会」に審議をお願いし、また市政だよりで呼びかけをして意見を聴かせていただきました。

そして今年3月の市議会で、「八尾市放置自転車の防止に関する条例」が制定され

ました。

この条例では、「放置禁止区域」「放置抑制区域」を指定し、特に放置禁止区域にある自転車は移動保管し、この費用を利用者から徴収することができるようになっていきます。

また、放置禁止区域を予定している地元（近鉄八尾、久宝寺口、恩智駅前）では、すでに「放置自転車対策連絡協議会」が発足し広報や宣伝活動に、ご協力いただいております。

条例の実施には、試行なども検討し8月をめどに準備しています。

～市民生活の安全を～

この条例は、市民のよりよい生活環境を確保し、まちの美観を守り、放置自転車による

通行の障害を取り除き、市民生活の安全を図るのが目的です。

～放置禁止区域と放置抑制区域～

放置禁止区域とは、自転車駐車場が整備されている地域で、市民のよりよい生活環境が阻害されている場所で、市長が「八尾市環境保全審議会」の意見を聴いて指定する区域のことです。

この地域での自転車の放置は禁止され、次の措置ができるようになっています

- ◎ 注意札などを取り付ける
- ◎ 利用者に移動を命ずる

- ◎ 利用者がいないで、急を要する場合、移動保管する
- ◎ 移動保管したときは、その費用を利用者より徴収する

放置抑制区域とは、市民のよりよい生活環境が阻害されている場所で、市長が必要と認めた場合に指定する区域をいいます。

市長は、自転車の放置に対して、移動など必要な指導を行うことができます。

～みんなの協力で～

- ◎ 市民の皆様には、自転車放置の防止の意識の高揚と協力を
- ◎ 利用者は、駐車に責任をもって
- ◎ 鉄道事業者、路線バス事業者には、自

- ◎ 自転車駐車場の設置、駐車場用地の確保を
- ◎ 自転車駐車を、大きく引き起こす公共施設、商業施設、娯楽施設の設置管理者には、駐車場の設置努力を

☆自転車利用の皆さん。
自転車に記名を/
防犯登録を忘れずに！

☆自転車小売業の皆さん。
自転車販売には、記名と防犯登録の勧奨を！

音楽とのふれあい…府民劇場

府と市が共催して、第261回府民劇場を開催します。

市民の皆様にもモーツァルト作曲ピアノ協奏曲（第20番）をはじめ、クラシック音楽の名曲を鑑賞し、音楽を通じて市民相互の交流を図りましょう。

☆とき 6月6日（土） 午後2時30分～4時30分

☆出演 指揮 朝比名千足

ピアノ独奏 音川紘一
演奏 ヴィエール・フィルハーモニック

☆プログラム モーツァルト作曲…セレナード（第13番）、ピアノ協奏曲（第20番）、交響曲（第41番）「ジュピター」

☆ところ 八尾市農協会館（南小阪合町）
☆募集人員 500名（入場無料）
☆申込受付 5月11日（月）から（なお、

定員になりしだい締め切ります）

☆申込受付 往復ハガキにて次のあて先へ
八尾市本町1-1-1 八尾市企画調整部
自治推進課宛 ただし、申し込みはハガキ1枚1名、電話での受付はできません。

なお、6歳未満の幼児は入場できません。
くわしくは、自治推進課（☎91-3881 内線205）までお問い合わせください。

信貴山麓を歩きますか

八尾市文化推進協議会では、市教委の後援で「万葉の風土と植物をたずねて」というテーマで信貴山麓をハイキングします。春の暖かい日さしのなかを、ご家族、お友だちといっしょにあなたも歩きますか。

☆実施日 5月24日（日）（雨天の時は5月31日）

☆集合場所・時間 近鉄信貴山口駅前広場 午前9時30分

☆講師 関西万葉植物研究会 会長 小西克育氏

☆コース（約5km） 権現社→岩戸神社→梅岩寺→恩智神社→信貴山中腹→恩智駅

☆ご注意ください お弁当・水筒・筆記用具は忘れずに持参してください

くわしくは、社会教育課（☎91-3881 内線483）まで。



消費者デー

八尾市消費者デーを次のとおり行います。

＜日程＞

- 5月18日(月)恩智駅前ストアー
20日(水)あけぼのデパート
山本中央市場
立華市場
21日(木)志紀センター
八尾本町センター
22日(金)高安市場
久宝寺ストアー
八尾日ノ出市場
新町市場
八尾トップセンター
竜華市場
山本市場
高安ストアー
23日(土)山本DMストアー
☆時間 午前10時30分～(ただし竜華市場は午前10時～、山本市場は午後1時30分、高安ストアーは午後3時～)

☆品目 青果物など中心に10品目で、1品目につき150人分を販売します
くわしくは、産業課内八尾市消費物資卸売協議会事務局まで。
(☎91-3881 内線333)
なお、10日は日曜日ですが平常どおり午前10時～午後6時まで行っています。



サービスコーナーの催し

☎97-6226

近鉄八尾駅1階市民サービスコーナーでは、府自然環境保全八尾指導委員会の主催で、パードウイークにちなみ『野鳥の写真展』を5月10日～16日まで行っています。
なお、10日は日曜日ですが平常どおり午前10時～午後6時まで行っています。

- 心配 = 心配ごと相談
身障 = 身体障害者相談
結婚 = 結婚相談 いずれも13時～16時 社会福祉会館
家児 = 家庭児童相談 10時～16時 社会福祉会館
職業 = 高齢者職業相談 10時～15時 社会福祉会館
更生 = 更生保護相談 10時～16時 社会福祉会館
青少 = 青少年非行相談 13時～17時 教育センター
教育 = 教育相談(電話予約制) 9時～ 教育相談所(市第3別館内)
法律 = 法律相談(当日12時30分受付、12時45分順番抽選) 13時～16時 市民相談室
消費 = 消費生活相談 10時～15時 婦人会館
人権 = 人権擁護相談 14時～16時 市民相談室
老人 = 老人健康相談 10時30分～12時 社会福祉会館

○の相談は市民サービスコーナー(近鉄八尾駅1階)で13時～16時まで行っています。

- 登記 = 登記相談
勤労 = 勤労者生活相談
行政 = 行政相談
市政 = 市政相談
税務 = 税務相談

23 (土)

＜教育講演会＞

八尾青年会議所では、市教委の後援で次のとおり5月16日、午後1時30分から「私の見た子どもの世界」というテーマで教育講演会を行います。
☆講師 吉岡たすく(児童文化研究家)
☆会場 教育センター
☆聴講料 無料
なお、手話通訳もします。

24 (日)

＜鉄道妨害防止運動＞

天王寺鉄道管理局では5月21日から6月10日まで、鉄道妨害防止運動を行います。市民一体となり運動をすすめてみましょう。

25 (月)

＜文化教養講座＞

☎23-4115
労働会館分館(松植)で行っている第16期文化教養講座は次にあげる講座にまだ定数の余裕があります。受講希望の人はお申し込み下さい。
●茶道講座
表千家→一般の部・勤労の部
裏千家→一般の部・勤労の部
●花道講座
池坊→勤労の部
●手芸講座
勤労の部
なお、くわしくは労働会館分館までおたずね下さい。

＜日商簿記検定試験＞

八尾商工会議所では、6月14日に行う日商簿記検定試験の受付を5月18日まで行っています。くわしくは八尾商工会議所(☎22-1181)まで。

19 (火)

家児 消費 職業 更生 行政

高血圧相談 13.30～14.30 八尾保健所
出張献血 10.00～15.00 市立病院

20 (水)

教育 家児 青少 消費 人権 勤労

幼児歯科相談(フッソ塗布初回・1歳6カ月児) 9.15～10.30
13.00～14.00 八尾保健所
子宮ガン検診(電話予約制) 13.00～13.30 八尾保健所
不用犬の受付 9.30～12.00
13.00～16.00 八尾保健所

21 (木)

家児 消費 法律 職業 税務

風疹抗体検査 9.15～10.30 八尾保健所
一般健康相談 9.15～10.30 八尾保健所
精神衛生相談(電話予約制) 9.30～12.00 八尾保健所
妊産婦歯科相談 9.15～10.30 八尾保健所

22 (金)

教育 家児 青少 身障 消費 職業

不用犬の受付 9.30～12.00
13.00～16.00 八尾保健所

＜愛の献血＞

市献血推進協議会では、次のとおり献血を行います。
☆とき・ところ 5月9日→近栄ストアー、22日→ニチイ前、(どちらも午前10時～3時まで)

15 (金)

教育 家児 青少 消費 職業 身障 市政

3歳児健診(52年11月生まれの子) 13.00～14.00 八尾保健所
乳幼児健康相談(10カ月児) 9.15～10.30 八尾保健所
不用犬の受付 9.30～12.00
13.00～16.00 八尾保健所
無料法律相談 13.00～16.00 府民センター

16 (土)

＜心身障害者福祉金の申請を延期します＞

福祉課では、市、心身障害者福祉金の申請受付を5月30日まで延期しました。まだ、申請されていない人はお早めに申請して下さい。
☆必要なもの 印鑑、身体障害者手帳、療育手帳または判定書
申請場所、問合先は福祉課(☎91-3881 内線268)まで。

17 (日)

結婚 心配

＜だれにでも買える競売不動産＞ ☎06-363-1281
裁判所が行う競売不動産は従来から入札するのに特に資格は必要でなく、だれにでも参加できましたが、昭和55年10月1日から新しく「期間入札」の方法が採用されました。これは一定の期間内に郵便(書留郵便)でも入札できるというものです。詳細は大坂地方裁判所執行官室まで。

18 (月)

教育 家児 青少 消費

不用犬の受付 9.30～12.00
13.00～16.00 八尾保健所
離乳食講習会 13.00～ 八尾保健所
肢体不自由児検診 13.00～14.00 八尾保健所

5/11 (月)

教育 家児 青少 消費 法律 心配 登記

不用犬の受付 9.30～12.00
13.00～16.00 八尾保健所
中小企業下請相談 13.00～16.00 府民センター

12 (火)

家児 消費 職業 老人

高血圧相談 13.30～14.30 八尾保健所
年金相談 10.00～16.00 商工会議所
ツベルクリン反応 13.30～14.00 八尾保健所

13 (水)

教育 家児 青少 消費 結婚

幼児歯科相談(フッソ塗布初回・1歳6カ月児) 9.15～10.30
13.00～14.00 八尾保健所
子宮ガン検診(電話予約制) 13.00～13.30 八尾保健所
不用犬の受付 9.30～12.00
13.00～16.00 八尾保健所

14 (木)

家児 消費 法律 職業 税務

一般健康相談 9.15～10.30 八尾保健所
精神衛生相談(電話予約制) 9.30～12.00 八尾保健所
妊産婦歯科相談 9.15～10.30 八尾保健所
BCG接種 13.30～14.00 八尾保健所
風疹抗体検査 9.15～10.30 八尾保健所

青少年相談をご利用ください

市教委社会教育部では、青少年の家庭内暴力やシンナー遊び、ポンドの吸入など、さまざまな非行問題、また、友達関係、性、しつけ、家庭教育問題などでお困りの方を対象に青少年相談を行っています。相談員と相談者がいっしょに考え、いっしょに解決していき

ます。もし、お困りの時にはお気軽に青少年指導ルーム相談室をおたずね下さい。

青少年指導ルーム、相談室(教育センター内) ☎92-2350

毎月5日は「少年を守る日」です



住民監査請求 の結果が出ました

監査結果

市監査委員は、八尾市志紀町南4丁目41番地 吉崎紙器株式会社 代表取締役 吉崎仁啓氏から昭和56年2月27日付で出された「昭和55年度福栄町用地の取得及び処分並びにこれに関連する事務」にかかる監査請求について特別監査を実施し、このほど監査を終了したので、その結果を地方自治法第242条第3項の規定に基づき次のとおり公表します。

八監第 165号
昭和56年4月24日

吉崎紙器株式会社
代表取締役 吉崎仁啓殿
八尾市監査委員 森 豊
〃 齊藤俊一
〃 北野信太郎
〃 柏本武雄

八尾市長措置請求について

昭和56年2月27日付で請求のあった八尾市長措置請求について監査を行った結果、下記のとおり請求に理由がないと認められたので地方自治法第242条第3項の規定に基づき通知します。

第1 請求の受理

本請求は所要の法定要件を具備しているものと認め昭和56年3月5日これを受理した。

第2 監査の実施

1、監査対象事項

本件措置請求の趣旨を要約すれば以下のとおりであり、これを監査の対象とした。

(1) 八尾市が福栄町で行った土地の取得並びに処分は、いずれも次の理由により違法または不当であるという主張。

- ① 地方公共団体が土地を取得する場合は何らかの行政目的がなくてはならない。これは道路、公共施設等に利用する公共、公益の目的に限られるが、今回の土地取得はこのいずれにも該当しないばかりでなく、市が直接取得する理由はまったくない。
- ② しかもこの土地の買収は、議会における説明と事実関係が相違しているばかりでなく、予算外の契約であったり市長の無権限の行為である。
- ③ 更に、土地買収の理由を「東カイ興産が地主との間で売買の契約を終えていて、開発許可の有無にかかわらず決済するとの約束を破棄できなかった。」としているが、事実は当事者間の不動産売買契約書の第11

条で「主務官庁の開発許可が得られないときは無条件で白紙解約し、手付金は利息をつけずにすぐ返す。」となっております。市との言分と相違する。

④ 市が肩代りし買収した土地の中に国土利用計画法の無届違反のものがあるが、これを買収し、そのうえ賠償金の対象にしているのは不当である。

⑤ 市は、国土利用計画法に基づく東カイ興産と地主の届出書を大阪府に送付するに際し、市の意見として「住宅建設は原則として避けてもらいたい。」と具申したとあるが、事実は総合意見として「支障なし」と住宅建設を肯定していたことと矛盾する。

⑥ 財産処分については、法は公開競争入札を原則としているにもかかわらず、今回の土地処分は1社だけを対象とした随意契約によって行っていることは明らかに不当である。

(2) 市は、東カイ興産の契約と同じ条件で地主から買収したと言っているが、東カイ興産の買収単価が坪当たり22万6,500円であるのに、市は23万円で購入している。その差合計2,557万円は不当な支出である。更に、10月29日の売買契約時の支払は市が行ったのか、市でないとすると誰が支払ったか、明らかにしなければならないという主張。

(3) 市は、東カイ興産に賠償金として約2億円を支払う契約をし、これを支出したが、これは明らかに行政上の瑕疵に起因する不当な支出であるので、市長自らがその責任の所在を明らかにし弁済の責を負うべきであるという主張。

2、請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して地方自治法第242条第5項の規定に基づき昭和56年3月12日に証拠の提出と陳述の機会を与えた。

陳述人 井口正俊氏(請求人の代理人)

3、実地監査

(1) 監査対象部署

監査対象部署は、都市整備部(昭和55年4月12日以前の名称は開発部)及び財政部としたが、関連上市民経済部、市議会事務局、農業委員会事務局及び教育委員会事務局社会教育部からも事情聴取と関係資料の収集を行った。

(2) 関係人の事情聴取

- ① 都市整備部関係
 - 都市整備部長 福島 孝
 - 理事兼 用地課長事務取扱 中沢平次
 - 建築指導課長 山崎昌明
 - 水道事業管理者 池田義彦(前開発部長)
- ② 財政部関係
 - 財政部長 西崎 宏

八尾市監査委員では、吉崎仁啓氏(八尾市志紀町南4丁目41番地)からさきに出された、八尾市が福栄町で行った土地の取得並びに処分に関する住民監査請求につき、4月24日その監査結果を公表しました。これによると監査委員では、市の関連部署からの事情聴取及び関係資料の収集を行い、また関係人からの事情聴取などを行い監査対象事項を吟味した結果、市長に対する措置請求には理由がな

いと結論が下されました。訴えの内容にある、地方公共団体の土地取得に関しては何らかの行政目的が必要であるなどについては、工業地域内における大規模な住宅開発を回避することにより止むを得ず執らざるを得なかった行政措置であり、これにともなう財務会計上の執行も正当であると認められるということから、この結論に達しました。以下で、査結果をお知らせします。

財務課長 福田雅次
③ 前土地所有者関係
株式会社芋谷工業
代表取締役 芋谷 清氏

第3 監査の結果

以下、監査対象事項について調査の内容及び監査委員の判断を述べることとする。

監査対象事項(1)について

① 福栄町の同地域は工業専用地域に等しい工業地域であり住宅開発は可能であっても

ア、将来必ず予想される住工混在から生ずる周辺企業と新住民の間に起きる紛争の未然防止。

イ、「八尾市民の環境を守る基本条例」の趣旨。

ウ、昭和55年7月8日、市議会での「福栄町の工業地域における住宅開発反対及び住工混在による紛争等の発生防止に関する請願」の採択及び「工業地域内における大規模住宅開発行為に関する意見書提出の件」議決。

エ、昭和55年9月5日の八尾市開発問題審議会からの「都市計画法、建築基準法、住環境の観点から考察してきたが、いずれの諸点からみても大規模住宅の開発については、これを認めるべきでない。」とする答申。

エ、昭和55年9月5日の八尾市開発問題審議会からの「都市計画法、建築基準法、住環境の観点から考察してきたが、いずれの諸点からみても大規模住宅の開発については、これを認めるべきでない。」とする答申。などからして同地域内での大規模住宅開発を回避することは、生活環境を守り、住民福祉を進めるうえで行った市の行政措置であり、更に、市が東カイ興産と地主との契約を破棄させたことから肩代りせざるを得なくなる一方で、この用地の跡地利用として工業団地への転用も考慮に入れつつ止むを得ず買収に踏み切ったものであり、正しく「公共、公益」の目的に沿った公有財産の取得である。

従って、請求人の「行政目的のない土地の買収は違法、不当である。」とする主張は当たらない。

②ア、八尾市は、上述した行政効果を得るために東カイ興産に同地域での大規模住宅開発を断念させ、その肩代りに関係地主19名から同用地24,149㎡(7,305坪)を16億8,016万6,675円(㎡当り69,575円、坪当り23万円)で購入したが、執行機関の議会での説明事項と本件事実関係を照合したところ、すべて適合しており間違いはなかった。また、財務会計上の取扱いは正確であった。

イ、市と関係地主間の土地売買契約書の正式締結日は11月臨時市議会における関係議案の議決の日即ち、昭和55年11月5日である。昭

和55年10月29日付仮契約書の前文には「契約締結日については、議会の議決があった時、この契約書は、地方自治法第234条第5項に規定する契約書とみなす。」と明記されている。

ウ、本件土地買収及び売却に関する予算についても「昭和55年度大阪府八尾市一般会計第6号補正予算」として昭和55年11月5日議決されており適法である。

従って、請求人の「予算外の契約で市長の無権限行為」とする主張は当たらない。

③ 東カイ興産と地主間で正式に締結された昭和54年11月1日付、土地売買契約は、その後地主側の強い要請もあって、昭和55年6月30日付で不動産売買変更契約が締結されている。変更契約の内容は、「原契約(昭和54年11月1日付正式契約の)の第13条及び第14条を次のとおり変更する。開発許可期限を昭和55年10月末日とし、本売買契約の最終決済は、開発許可の有無にかかわらず、昭和55年10月末日までの現金決済とする。」となっていた。更に、このことは前土地所有者の証言によっても確認した。

従って、請求人の主張は当たらない。

④ 全用地20筆のうち2筆(地主1名)については、国土利用計画法に基づく届を当事者である東カイ興産と地主が行っていなかったことは事実である。

しかし、この買収契約は昭和55年4月2日に行われているものの、その単価は、当初に許可された他の用地の単価と同額であることは、同法の目的とする地価政策の趣旨に反したものでないこと。また、同法が国や地方公共団体が行う土地に関する権利移転については、当事者の一方、または双方が国や地方公共団体の場合届出の必要のないことを特例としていることから単に無届であったことをもって市が肩代り買収し、また補償の対象としたことが不当であるとは言えない。

⑤ア、市は、昭和54年9月25日、東カイ興産と地主から国土利用計画法に基づく届出書受理の時点では「同地域は工業地域であり、法的には住宅開発は可能でも、実態は工業専用地域に近いので住宅を目的とした大規模開発は避けてほしい。」としながら、どうしてもと言うならば「10カ条の条件を満たすこと」を条件として一定期間、同地域での住宅建設を肯定した指導を行ったことは事実である。

(四面へつづく)

4 やお市政だより

(3面からつづき)

イ、しかし、市はその後、昭和55年3月26日に八尾市開発問題審議会に対し「工業地域における大規模住宅の開発について本市はどう対応すべきか。」について諮問、同年9月5日、同審議会より「諮問された大規模住宅開発についてはこれを認めるべきでない。」との答申があった。

また、昭和55年6月6日付、八尾産業クラブ連合会から市議会に対し「福栄町の工業地域における住宅開発反対、及び住工混在による紛争等の発生防止に關する請願」が提出され同年7月8日、市議会はその請願を了として採択を行った。

ウ、上述のとおり市は当初一定期間、同地域での住宅開発は原則的には「望ましくない。」としながらも建築基準法の関連から条件付開発肯定の指導を行ったが、その後結果的には否定の決断に至った要因は、「市議会の開発反対請願の採択」及び「委員機関よりの答申」などであったことは事実である。議会の意思及び諮問機関の答申の趣旨を尊重して行行政指導に基づく措置は民主政治の常識であり矛盾したものでない。

⑥ 財産処分の契約を行う場合、地方自治法は一般公開入札を原則として定めているが、同法施行令第167条の2で定めるところにより、一定の要件に該当する場合には随意契約による方法も認められている。今回の土地の売却処分において

ア、用地の分割売却は不利であるため一括売却となったこと及び工業地域に適合する用途のものであることなどから処分先を特定する必要がある。

イ、売却処分の期日が長くなれば金利分が加わり売却が困難となる。

ウ、その他競争入札は経費の面でも負担が多い。などのため競争入札に付することが客観的に不利と判断し、随意契約の方法によったものであり「福山通運とだけ随意契約したことは不当である。」という請求人の主張は当たらない。

監査対象事項(2)について

① 昭和54年9月20日、東カイ興産と地主の間に「売買不動産の売買代金は、坪当たり23万円とする。」という覚書が締結されており、また、昭和54年9月25日市が受理し大阪府知

事に送付した土地売買等届出書にも「単価は坪当たり66,575円(坪当たり23万円)」と記されている。

しかし、前出の昭和54年11月1日付、東カイ興産との間の正式な土地売買契約書においては「坪当たり22万6,500円とする。」となっている。

この事実関係について調査したところ、東カイ興産が別契約にかかる進入路の取得に多額の買収費を要するため、昭和54年9月20日から同年11月1日までの間に地主と交渉の結果、正式契約の時点において、坪当たり3,500円を切り下げ22万6,500円としたものであることを確認した。

② 市が東カイ興産に代り土地買収した坪当たり単価は23万円であるが、これは昭和55年10月24日以後、市と地主との間の買収単価の交渉において地主側より

ア、前述の「進入路部分」について市が代り買収を行わないことになったことにより、単価は当初の23万円に復元すること。

イ、更に、当初東カイ興産と地主が売買契約を行ってから1年以上も経過しているこの間の地価の値上り分を上積みすること、が強く要求されたが最終的には「進入路部分を肩代り買収しない以上、単価は23万円とする。ただし、値上り分は一切上積みしない。」ことになり23万円が買収単価となったものである。なお、この価格については、ほぼ同時期における同地域内及びその周辺における売買取引例からみて妥当なものと認められた。

③ 前述したとおり市が地主との間の正式な土地売買契約日は、昭和55年11月5日であり、これが代金は3回に分割して支払われている。

ア、第1回目、昭和55年11月6日、4億519万8,360円

イ、第2回目、昭和55年11月10日、11億9,544万4,090円

ウ、第3回目、昭和56年1月20日、7,952万4,225円

以上のほか明らかにする事項は存在しなかった。

監査対象事項(3)について

昭和55年11月6日付、市と東カイ興産との間の損失補償契約に基づく補償額は1億9,842万円であり、これは妥当なものと認められた。その内訳は次のとおりである。

① 東カイ興産が当該用地等の売買契約に基づき、昭和54年9月20日か

ら昭和55年6月2日までに支払った手付金及び中間金の支払金3,088万6,000円

(上記支払金利は、その期間及び利率からみて妥当であったことを確認した。)

② 東カイ興産が当初買収した当該用地等の契約総額17億8,580万7,366円に対する仲介手数料で、法定手数料以内の額5,357万4,000円(宅地建物取引業法に定める建設省告示手数料の範囲であること及び領収書により確認した。)

③ 測量委託料 2,000万円(用地の測量費並びに開発設計料であり領収書により確認した。)

④ 進入道路の売買契約破棄に伴う損失料 842万円(契約書、覚書及び領収書により確認した。)

⑤ 計画から契約解除に至る間の事務諸経費 8,554万円(東カイ興産が同地域で事業活動を行った際要した事務経費で概ね妥当なものであったことを確認した。)

本件は法的に可能であったにもかかわらず、福栄町における大規模住宅開発が市の行政指導に基づく措置により断念させた結果、同社の企業活動として要した経費の限度内においてこれを補償することは何ら違法不当とは評し得ない。

総括すると本件に関する市の支出は用地の買収価格16億8,016万6,675円に、東カイ興産との間の損失補償契約に基づく補償額1億9,842万円を加え、18億7,858万6,675円であるが、これに福山通運に同用地を売却するまでの金利701万1,827円を含めると総計18億8,559万8,502円となり、この金額を以て福山通運に売却、収入されており、市に実損を与えていないことは明白である。

従って、請求人の主張する「行政上の瑕疵に起因する不当な支出である。」という事実は認められない。

結 び

以上の監査結果により、八尾市が福栄町で行った土地の取得並びに処分は、工業地域内における大規模住宅開発を回避することにより、環境保全を図り以て住民福祉を進めるうへで止むを得ず執らざるを得なかった行政的措置であり、これに伴う財務会計上の執行も正当であると認められるので、八尾市長に対する措置請求は、その必要を認めない。

定期監査

建設部の定期監査を行いました。

今回の監査は、建設部が所掌する財務に関する事務が、関係法令に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて昨年12月～本年1月に行ったものです。

監査の結果は、全般的にみておおむね適正に行われていることを認めましたが、事務の一部において留意、改善を要するものが見受けられたので、配意されるよう要望しました。その主なものは次のとおりです。

【道路課】

- 1、電柱等の占用台帳の一部に金額の記載もれが見受けられたので注意すること。
- 2、道路境界明示手数料の一部に領収後の納付遅れが見受けられたので留意すること。また、収入年度に注意すること。

【建築課】

- 1、工事同書で随意契約とする場合は、その理由を明記すること。
- 2、事務処理規程による決裁に注意すること

【住宅管理課】

- 1、市営住宅敷地の一部の占用を許可するに当たり、使用料を免除する場合は、その理由を明記すること。また、占用期間についても慎重に処理すること。
- 2、工事施工何で随意契約とする場合は、その理由を明記すること。
- 3、市営住宅及び共同作業場の使用料徴収において、①家賃台帳の消し込みは正確を期すこと。②一部に長期にわたる滞納が見受けられたので徴収に努力すること。
- 4、事務処理規程による決裁に注意すること

【土木工営所】

- 1、資材購入の何で随意契約とする理由を正確に記すこと。
- 2、事務処理規程による決裁に注意すること

【各課共通事項】

予算執行事務及び備品の管理はおおむね良好に行われていたが、事務処理の一部において規定の手続き及び記載等が行われていないものが見受けられたので注意を促しました。

総務部契約検査室の定期監査を行いました

今回の監査は、総務部契約検査室が所掌する財務に関する事務が関係法令に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて去る1月に行ったものです。

監査の結果は、全般的にみておおむね適正に行われていることを認めましたが、工事施行等証明交付手数料の徴収事務について、一部に適切でない処理が見受けられたので注意しました。

また、工事等の入札時における最低制限価格の設定については、十分配慮の上慎重に対処されるよう要望しました。

5月は市税滞納整理月間です —まだの方はお早く—

市税(市、府民税、固定資産税、軽自動車税)の納付はもうお済みでしょうか。55年度の市税についてはすべて納期がすぎているので、まだ納付されていない方は、至急納付していただきますようお願いいたします。

市税を納めず、ほうっておかれますと、延滞金がかかってくるばかりでなく、差し押えなどの処分を受けることもありますのでご注意ください。

取税課では、5月を「市税滞納整理月間」として市税の納付を呼びかけています。事情のある方については、納税相談も受付けていますので、おこしいただくご連絡ください。

■平常業務外の次の日も

納付を受付ます

取税課では、平常業務のほか、つぎのとおり納付を受付ますので、ふだん留守がちな人は、ぜひこの機会をご利用ください。

- ・5月9日(土)午後1時～5時
- ・5月13日(水)午後5時～8時
- ・5月16日(土)午後1時～5時
- ・5月20日(水)午後5時～8時
- ・5月24日(日)午前9時～午後4時

＜市税の上手な納め方＞

▶口座振替制度

この制度は、納税者のみなさんの、金融機関にお持ちの預金口座から自動的に安全確実に納税される方法です。

☆こんなに便利です

- ①納期ごとにわざわざ金融機関などにお出かけになる手間がはぶけます。
- ②納期をお忘れになっても安心です。
- ③お忙しい人、ご不在がちな人には、とくに便利です。

☆口座振替のできる市税

市、府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税(土地・家屋)、固定資産税(償却資産)

☆手続きは一度ですみ簡単です

お取引のある市内の金融機関へ、市税口座振替依頼書と納付書送付依頼書にご記入のうえ、あなたの預金口座にご使用の印鑑を押印してお申し込みされるとすぐに手続きができます。

申込用紙は、金融機関にあります。(ただし口座振替制度では、全期前納の取り扱いはありません)

☆納税通知書はあなた、納付書は金融機関

①あなたの市税をお知らせする納税通知書はあなたに送付されます。

②納付書は、あなたが振替納税を依頼された金融機関へ直接送付します。

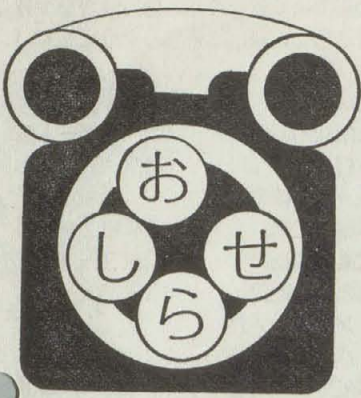
③預金口座から振替納税された市税の領収書は、金融機関から直接あなたのお手もとへ送付されます。

市税の納入は

口座振替制度をご利用ください

くわしくは、取税課(☎91-3881 内線265)へ





市役所 ☎ 91-3881

テレホンサービスでんわ 94-8480 94-8481

教育

就学援助制度のお知らせ

内線 474

市では、小学校・中学校の費用(学用品費、修学旅行費、給食費など)の援助をします。

この援助の支給を希望される人は、5月23日までに、保護者が直接、学校の先生か、保健福祉課へ申し出てください。(前年度支給された人も申請していただきます)

申請用紙は各学校および保健福祉課にあります。

くわしくは、学校からの案内文「保護者のみなさんへお知らせ」をよく読んでうえで、担任の先生と相談されるか、直接、保健福祉課へおたずねください。

講座

舞踊講座を開催します

☎ 99-3167・2736

労働会館(山本)では、次のとおり舞踊講座を開きます。

☆期間 6月～57年3月(6～9月は月4回、10・11・2・3月は月2回、12・1月は月1回、計26回)

☆とき 水曜日午後6時～8時

☆ところ 労働会館(山本)

☆講師 松井清篤先生

☆申込方法 申込用紙(労働会館にあります)に記入のうえ、5月10日から26日までに同会館へ申し込んでください(先着100名)

なお、受講年数5年以上の方は遠慮ください。

福祉

ねたき老人を短期保護します

内線 289

ねたき老人を介護している家庭で介護者または、家族が疾病、出産、冠婚葬祭等によりねたき老人の介護ができなくなった場合に一時的にねたき老人を特別養護老人ホーム寿光園へ収容して介護する制度をご利用ください。

☆対象者 市内に居住するおおむね65歳以上のねたきの人

☆収容内容 原則として7日以内ですが疾病の状況等により介護者がやむをえない事情にあるときは、必要最小限の範囲で延長することが出来ます。

☆費用 1人1日 1,200円

☆申し込み 社会福祉会館内福祉課老人福祉係まで

相談

年金相談をご利用ください

☎ 06-723-6001

東大阪社会保険事務所では、毎月第2火曜日(今月は5月12日)に厚生年金、国民年金、健康保険など社会保険に関する相談を受付けています。

☆ところ 八尾商工会議所 くわしくは、東大阪社会保険事務所まで

近畿大学無料法律相談

☆とき 5月10日(日)午前11時～午後3時

☆ところ 社会福祉会館(本町2丁目4番10号)

☆問合先 ☎ 078-914-7928 後(いかだ)まで

試験

採石業務管理者試験

☎ 06-941-0351 内線2650

☆試験日 6月2日(火)午前10時～12時

☆願書の配付 5月20日まで

☆願書の受付 5月12日～20日

☆受験手数料 3,000円(大阪府証紙を願書に取り付けること)

☆願書用紙の配付・提出先

大阪府商工部指導課採石係(大阪府東区大手前2丁目)

国民金融公庫の貸付限度額が4月1日から引き上げられましたが、詳しくは同公庫(☎06-782-1321)まで。

募集

水道局職員の募集

【修繕作業員】

☆受験資格 昭和34年4月2日以降に生まれた男子で中学卒業者

☆試験日 5月18日午前9時～

☆申し込み 5月13日(水)まで

くわしくは水道局総務課人事係(☎22-1661 内線27)まで。

職員の募集

寝屋川南部広域下水道組合では、次のとおり職員を募集します。

【上級・初級技術職員】

☆受験資格 電気または機械に関する専門課程を修了した男子

(上級) 大卒で昭和31年4月2日以降に生まれた人

(初級) 短大卒で昭和33年4月2日以降に生まれた人、または、高卒で昭和35年4月2日以降に生まれた人

☆試験日 5月17日午前9時～

☆申し込み 5月15日まで

くわしくは寝屋川南部広域下水道組合庶務課(東大阪府若江西新町1-11-21 ☎06-724-0075)まで。

警察官募集(男子60名)

☆受験資格 日本国籍を有し、昭和28年4月2日から昭和38年4月1日までに生まれ、既に大学・短大・高校を卒業している人

☆試験日 6月7日(日)

☆受付期間 5月11日～27日

くわしくは、八尾警察署(☎97-1234)か、お近くの派出所まで。

青年海外協力隊募集

国際協力事業団では、青年の国際的視野の養成を目的に昭和56年度第3・4次隊員を募集しています。

願書の配布およびお問い合わせは、府商工部国際交流課企画係(☎06-941-0351 内線2684)まで。なお、願書の締め切りは5月31日(必着)です。

府営住宅入居者募集

☎06-941-0351

府では、単身者向け一般世帯向府営あき家住宅の入居者を募集しています。申し込み用紙は、5月30日までの間、中河内府民センター、八尾府税事務所へ配布しています。詳しいお問い合わせ先は、府建築部住宅管理課募集入居係(内線3054、3055)まで。

催し

図書館だより

☎93-3606

こどもの読書週間行事

☆内容 ①腹話術(太郎ちゃん) ②映画(豆象武勇伝・てんまのたらん)

☆とき 5月13日(水)第1回目…午後1時30分～2時30分 第2回目…午後2時45分～3時45分

☆ところ 図書館3階集会室

☆申し込み 5月6日から図書館1階カウンターで入場整理券をお渡しします。なお、電話での受付はしません。(定員80名…無料定員になり次第締め切ります)

文庫研修講座

☆内容 「アメリカの子どもの本を読んでみよう!」

☆期間 5月22日～57年2月までの毎月第4金曜日の午前10時～12時まで(8・12月は除く)

☆ところ 図書館3階集会室

☆講師 横川寿美子氏(京都橘女子大学講師)

☆定員 50名

☆参加費 1,000円、当日のみ300円(テキスト代、その他)

☆申し込み・問合先 岩崎万貴子(☎93-3557)まで

主婦の本だな

☆とき 内容 5月15日「子どもの自立を親がどうとらえるか」(講師 高垣忠一郎氏) 6月9日「主婦が輝くとき」(講師 富士谷あつこ氏) 7月17日「共に語り合おう!」(助言者 高垣忠一郎氏) 午前10時～12時

☆ところ 図書館3階集会室

☆定員 50名

☆参加費 通し500円、当日のみ200円(テキスト代、その他)

☆申し込み・問合先 隈美智子(☎97-7960)まで

さつき展を行います

第15回近畿さつき観賞会を次のとおり行います。

☆とき 5月28日(木)～5月31日(日)、午前9時～午後6時(31日は午後3時まで)

☆ところ 市民ホール

☆主催 近畿さつき会

なお、市民の方の作品展も出来ます。くわしくは、近畿さつき会(☎22-4812)まで。

防火管理者の資格を取得できる講習会の実施

市消防本部では、5月下旬～6月上旬にかけて防火管理者の資格が取得できる講習を行います。

くわしくは、消防本部予防課(☎92-2281)まで。

スポーツ

身体障害者スポーツ大会

内線 289

身体障害者が運動競技を通じて体力の維持、増進及び残存能力の向上を図ることを目的に、次のとおり府東部ブロック(八尾・東大阪・松原・柏原の各市)身体障害者スポーツ大会を開催します。

☆とき 5月10日 午前9時～

☆ところ 高美中学校

☆競技内容 車いす競争・音響競争・スラローム模範演技など

くわしくは、福祉課障害福祉係までおたずねください。

第29回市民体育大会

内線 485

弓道

☆とき 5月17日 午前10時～

☆ところ (財)八尾体育会館

☆対象・競技方法 一般男女、近隣の部

☆申し込み 当日会場にて受付

卓球

☆とき 中学生の部→5月30日 午後1時～ 一般の部→5月31日 午前9時～

☆ところ 市立体育館

☆対象・試合方法 中学生男女の部、一般男女の部、40歳以上男子の部、35歳以上女子の部、なお各部門は個人トーナメント戦

☆申し込み 5月26日 午後5時までに、教育センター内体育青少年課まで

サッカー

☆とき 5月31日～7月5日までの各日曜日 午前9時～

☆ところ 上之島中学校他

☆対象・試合方法 小学生の部 中学生の部、一般男子の部、各部門は個人トーナメント戦

☆申し込み 5月29日 午後5時までに、教育センター内体育青少年課まで(なお、対戦相手の抽選日は、5月29日午後6時30分～教育センター内会議室で行います)

バトミントン

☆とき 中学生の部→6月6日 午後1時～ 一般男女の部→6月7日 午前9時～

☆ところ 市立体育館

☆対象・試合方法 中学生の部→団体戦4～7名、一般男女の部・壮年の部(35歳以上)→シングル・ダブルス

☆申し込み 5月29日 午後5時までに体育青少年課まで

なお、一般男女の部参加者は、大会当日1種目1人1個のシャトルコック(水鳥検定合格球)を持参してください。

共通事項

☆参加資格 市内在住・在学・在勤者

なお、19歳未満の方は保護者の承諾書が必要です。

汗をかき

楽しく健康・体力づくり

「肩がこりやすい、疲れやすい、すぐ息切れる、皮下脂肪がふえてきた、胃腸の調子が悪い」日ごろ、生活の中でこんなことはありませんか?

こういった状態の人たちはもちろんのこと、現在、体力づくりを進めている人たちもトレーニングルームを利用して健康・体力づくりをしてみませんか!

☆場所 山本球場内トレーニングルーム

☆内容 初心者コース、経験者コース(初心者コース終了者)の2コース

【初心者コースの募集】

☆期間・開設時間 6月2日(火)～7月24日(金)の毎週火・金の週2回16日間(午前コース午前10時～12時午後コース午後1時30分～3時30分 夜間コース午後6時30分～8時30分)

☆対象・募集人員 市内在住・在勤者 各コースとも30名(先着順)

☆参加費 ①ルーム使用料1回150円 ②傷害保険料300円 ③健康診断受診料1,070円(希望者のみ)

☆申し込み 5月15日(金)～20日(水)までに教育センター内体育青少年課へ印鑑、筆記用具、参加費持参で直接申し込んで下さい

なお、くわしくは体育青少年課(☎91-3881 内線485)まで、お問い合わせ下さい。



うけましょう

保健センターでは、次のとおり府立成人病センターで行われる成人病検診希望者(新規)を受付します。

☆検診の内容 問診・血圧測定・身体計測・胸部X線検査・眼底検査・血液化学検査(血糖、コレステロール、GOT、r-GTP、ヘモグロビン、尿酸)・心電図・検尿
これらの検査は、循環器病の発見だけではない



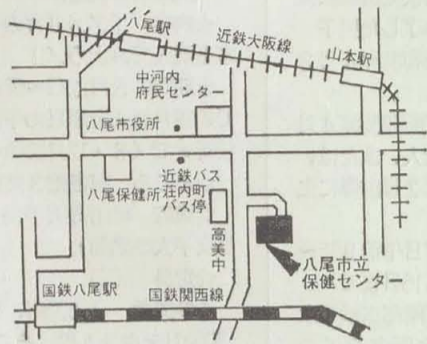
成人病検診

く、貧血、糖尿病、腎臓病、痛風、肝臓病の疑いも発見できます。

☆対象者 市民で40歳以上の方(40歳未満の方でも既応症のある方で昭和50年~55年中に府立成人病センターでの検診を受けていない人)

☆検診時期 6月末から開始
☆検診場所 府立成人病センター
☆検診費用 3,750円
☆申込受付 5月19日(火)午前10時~ 保健センターへ申し込みに来て下さい。(申し込み当日に受診票をお渡します)

☆定員 1,000名(定員になりしだい締め切ります)くわしくは、保健センター(☎93-8600)へ



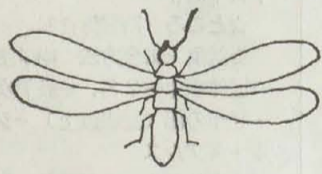
蠶そ族・衛生害虫駆除シリーズ NO.9「シロアリ」

シロアリは建物に被害を与えるので有名な害虫です。専門的には農林害虫と呼ばれ、衛生害虫とは異なるのですが、私たちの生活に密着しているため、この欄で紹介してみましよう。

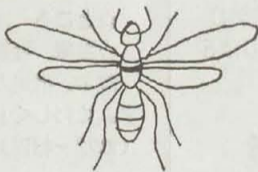
白アリには、女王アリ・働きアリ・兵隊アリの区別があり、アリと似ていますが、図でわかるように、異なった仲間です。

世界で1,900種あまりが知られています。その中で私たちの家屋・家財を食い荒らすのはイエシロアリとヤマトシロアリの2種類で、特にヤマトシロアリによる被害が多いのです。

白アリは湿気のある暗い場所(台所・ふろ場など)を好みます。その内部の木材部が食害されて、いつの間にかガラガラの空っぽになっていたりします。



シロアリ(等翅目)



アリ(膜翅目)

私たちが白アリに気づくのは、4~5月の雨あがりのあとのムッとするような湿度の高い日に、羽アリがどっと飛び出してくるときです。これは卵から成育した幼虫が雄と雌に成長して新しい生活場所を求めて飛び立つもので、婚姻飛行と呼ばれています。

〈駆除方法〉

白アリそのものは殺虫剤で簡単に駆除できます。しかし、白アリの巣を見つけて駆除したり、予防したりするには技術を要するので、被害が大きくならないうちに専門業者に相談するのがよいでしょう。

〈白アリ講習会〉

保健センターでは5月16日(土)午後2時から白アリの講習会を行いますので参加希望者は下記まで申し込んでください。(定員になりしだい締め切ります)

☆申込先 保健センター(青山町4-1-27) ☎93-8600

公害をなくすために

シリーズ ⑬

●公害防止協定を結びました

4月6日、市民の皆さんがよりよい環境で生活できるよう、法律の基準より厳しい公害防止協定を市長と工場7社が結びました。協定の内容は、騒音・振動・大気汚染・水

質汚濁を基準より厳しくし、維持管理を十分に行うとともに、緑化に努めるようにしています。

協定を結んだ会社は次の7社です。

㈱ 森川紙器製作所 (太田1925-1)

㈱ 下村金属製作所 (弓削 952-5)

㈱ 佐々木電機製作所 所八尾南工場 (若林町2-58)

三洋工業株式会社 (老原9-120)

新明印刷株式会社 (太田2024-3)

㈱ ホンダベルノ近畿八尾店 (永畑町2-23)

大輝工業㈱八尾工場 (福栄町2-41)

なお、この協定は公害課で公表しています。くわしくは、公害課(☎91-3881 内線368)までおたずねください。



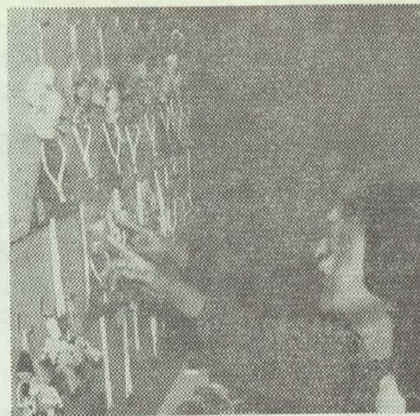
公害防止協定のご相談は、公害課までおたずねください。

市の話題



●盲人野球大会が行われる

4月17日、第12回大阪府盲人野球大会が久宝寺緑地で行われました。当日は晴天に恵まれ、八尾、東大阪など6支部から100名が参加し元気に技を競い合いました。1チームのうち4名以上が全盲でなければならないなどのルールがあるが、視覚障害があるとは思えないほどのスピード感と迫力があり、参加者・観戦者とも、十分に楽しみました。



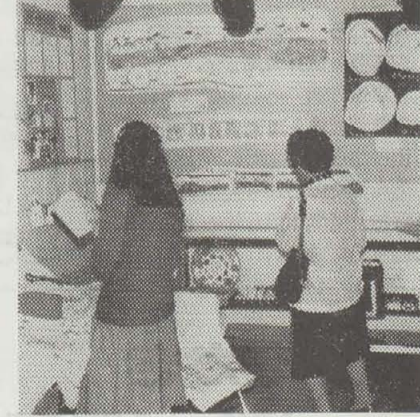
●チャリティバザー開かれる

4月18日と19日、教育センターで八尾市手芸協会の会員作品が展示即売され、手編みのくつ下など手作りの作品800点がたちまち売り切れ、2日目には追加を行うほどの盛況でした。このバザーは、国際障害者年と協会創立1周年を記念して行われたもので、材料費を差し引いた収益金15万円が、4月23日、協会から市善意銀行に預託されました。



●春の防犯運動が実施される

4月21日から10日間、春の防犯運動が行われました。21日には八尾防犯協議会などの団体100名が参加して街頭キャンペーンを行いました。今回の統一標語は「カギかけた?キー抜いた?たしかめようもう一度」で、家の鍵かけ・車のキー抜きに注意するよう呼びかけています。特に、ふだん家庭を預っている主婦のみなさんに防犯意識向上が訴えられました。



●障害児作品展が開かれる

4月23日から、近鉄八尾駅1階の市民サービスコーナーで障害児の作品展が開かれています(5月6日まで)。八尾こぼと会やひばり授産所などの障害児の作品を中心に、遠く東ドイツやイギリスの障害児の作品も展示されていて、訪れる市民の目を惹きつけています。1年半もかかって作りあげた刺繍や、廃物利用による作品など力作ぞろいです。

国民健康保険料

納入通知書を発送します

国民健康保険制度は、市民の医療保険として、なくてはならない制度に発展しました。

しかしながら、医療費は毎年増嵩の一途にあり、国民健康保険の運営は厳しい状況にあります。このため5月16日付で被保険者の皆様の手元に発送します。昭和56年度保険料。については平均25%の改定を行っており、賦課限度額が24万円に引き上げられました。

国民健康保険制度の趣旨を十分に理解いただき、保険料の納付にご協力をお願いします。また、助産費及び葬祭費の支給額を引き上げ、給付内容の改善がはかられました。(くわしくは、右表参照)

保険料の改正一覧表		新	旧
1. 保険料率等			
所得割	50万円以下(総所得金額)	5%(料率)	
	50万円を超え100万円以下	7.2%	
	100万円を超え150万円以下	8.0%	7.2%(料率)
	150万円を超え200万円以下	8.5%	
	200万円を超えた場合	8.7%	
均等割	1人につき	11,520円	9,161円
平等割	1世帯につき	11,250円	9,314円
2. 保険料の納期		10回	8回
3. 給付関係(4月1日以後から適用)			
	助産費	8万円	6万円
	葬祭費	2万円	1万円